

## 香川県条例第20号

香川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>2～9 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))</u>をいう。</p> <p>2～9 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴</p>

3 実施機関は、本人から個人情報を収集するとき（実施機関が公安委員会又は警察本部長の場合にあっては、本人から書面又は電磁的記録に記録された当該本人の個人情報を収集するときに限る。）は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で特定した利用の目的（以下「利用目的」という。）を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

4 実施機関は、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関（議会にあっては、議長）が定める記述等が含まれる個人情報をいう。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

## 第2節 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧

第13条 実施機関は、その個人情報取扱事務であって、氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書等を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2～5 略

いた上で、個人情報を本人以外の者から収集することにつき相当の理由がある場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関（議会にあっては、議長。第4項第3号、第7条の2第2項、第9条、第13条（第3項を除く。）、第3節（第14条及び第16条第8号を除く。）、第4節（第28条第1項を除く。）、第5節（第36条第1項及び第38条を除く。）並びに第46条第1項において同じ。）が認めるとき。

3 実施機関は、本人から個人情報を収集するとき（実施機関が公安委員会又は警察本部長の場合にあっては、本人から書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときに限る。）は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で特定した利用の目的（以下「利用目的」という。）を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 犯罪の予防等を目的としてこれらの個人情報を収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するためにこれらの個人情報が必要であって、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

## 第2節 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧

第13条 実施機関は、その個人情報取扱事務であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書等を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2～5 略

(保有個人情報の開示義務)

第16条 略

(一部開示)

第17条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(香川県情報公開条例の一部改正)

第2条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては当該本人を、同条第3項の規定により遺族が開示請求をする場合にあつては当該開示請求に係る死亡した者をいう。次号、次条第2項及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3)～(10) 略

(一部開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の公開義務)

第7条 略

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(7) 略

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(2)～(7) 略

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第3条 香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第21条を除き、以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(3) 略 3～5 略</p>

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第13条 略

(1) 略

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書に記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア)～(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）があつたときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が第8条第1項又は第3項の規定により移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア)～(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。